

デリバティブ取引等の状況

◆当金庫のデリバティブへの取組み姿勢

(1) 利用目的

当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避することを目的に、一定の範囲で、デリバティブ取引を活用しています。

(2) 取組みの情報

当金庫では、固定金利特約型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を行っています。

(3) リスクに対する管理体制

当金庫では、「ALMデリバティブ取引運用細則」・「余裕資金運用細則」によって、デリバティブ取引に関する運用・管理についての具体的ルール等を定め、それにもとづいて運用しています。また、運用状況については、リスク管理委員会に定期的に報告しています。

今後も、相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

◆金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引

2019年度末、2020年度末での該当する取引の取扱いはありません。

◆クレジット・デリバティブ取引

2019年度末、2020年度末での該当する取引の取扱いはありません。

用語解説

▶ 「スワップ」

あらかじめ定めた一定条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。

▶ 「クレジット・デリバティブ」

対象となる取引の債務者の信用(倒産等による不履行=デフォルト)リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該債務者のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。